

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族				
氏名	住所	国外居住		
		<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上	
個人番号		<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 障害者	
		<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
個人番号		<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上	
		<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 障害者	
		<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

特定扶養:H15.1.2～H19.1.1生
老人扶養:S31.1.1以前生
16歳未満(年少):H22.1.2以降生
障害者控除(手帳持参)
・特別障害:身体1級・2級、精神1級、療育A1、A2
・普通障害:上記特別障害に該当しない等級

13 譲渡・一時所得のある人

	収入金額 a	必要経費 b	特別控除 c	所得金額(a-b-c)
短期 譲渡 長期 譲渡				⑦
長期 譲渡				①
一時				⑦
$\text{⑦} + \{(\text{①} + \text{⑦}) \times \frac{1}{2}\}$				⑧

14 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	明・大・昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級別居の場合	度の住所
個人番号		年月日			

給与収入「区分」の□には、「所得金額調整控除」の(1)に該当する場合は「1」を、(2)に該当する場合は「2」を、(1)と(2)の両方に該当する場合は「3」を記入します。

申告書の書き方(所得)

令和7年中に収入があった方

あなたの令和7年1月1日から令和7年12月31までの収入や控除内容について、以下の項目ごとに記入して下さい。

●所得金額の欄

- 営業等所得………卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得がある場合に記入します。→ 7
- 農業所得………農作物・果樹・蚕産・農家が経営する家畜・酪農などの生産所得がある場合に記入します。→ 7
- 不動産所得………地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶や航空機などの貸付による所得がある場合に記入します。→ 8
- 利子所得………公債・社債・預金利子などがある場合に記入します。ただし、分離課税の選択分は申告不要です。
- 配当所得………株式や出資の配当（分離課税の選択分を含む）などがある場合に記入します。
- 給与所得………給与・俸給・賃金・賞与などの所得がある場合に記入します。→ 9
- 雑所得………次のいずれかに該当する所得がある場合に記入します。→ 10
(公的年金等) 国民年金や厚生年金などの公的年金等
(業務) 原稿料や講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入
(その他) 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など上記以外の収入
- 一時所得………生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞当選品、競輪競馬の払戻金などによる所得がある場合に記入します。→ 13

申告書の書き方(控除)

●所得から差し引かれる金額の欄

- 社会保険料控除………国民健康保険税・国民年金などの支払った金額を記入します。
- 小規模企業共済等掛金控除………小規模企業共済法に基づく掛金の合計を記入します。
- 生命保険料控除………生命保険や生命共済などについて支払った保険料や掛金から契約配当金の合計を差し引いた残りの金額がある場合、控除の種類ごとに区分して記入します。
- 地震保険料控除………地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんするため支払った保険料を記入します。また、平成18年12月31日までに契約を締結した長期損害保険に関しては旧長期保険料控除として支払った保険料を記入します。
- 扶養親族………あなたと生計を一にする親族のうち、合計所得金額が58万円以下の人あなたが扶養する人がいれば記入します。
※年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除対象外ですが、町・県民税の非課税限度額の算定等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族の方についても必ず記入してください。
- 特定親族特別控除………19～23歳未満の親族等に対し、前年所得が58万円超～123万円以下（給与収入の場合は123万円超～188万円以下）の場合、所得に応じて（45万円～3万円）の所得控除が受けられます。
合計所得が58万円超は、通常の扶養控除対象外となります。
- 配偶者控除………あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にしている配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合は、前年中の合計所得を記入し、配偶者控除を受けることができます。
- 配偶者特別控除………あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする配偶者を有する場合で、控除対象配偶者には該当しない場合でも前年の合計所得が133万円以下の場合は、前年中の合計所得を記入し、配偶者特別控除を受けることができます。
- 障害者控除………心身に障害のある人や身体に障害があり身体障害者手帳の交付を受けている人、または、常に就床し複雑な介護を要する人がいれば記入します。また、特別障害者は特に重度の障害がある人のことです。
- ひとり親控除………次のすべてに該当する人の場合に記入します。
(イ) 合計所得金額が500万円以下
(ロ) 生計を一にしており、かつ総所得金額等の合計額が58万円以下である子がいる
(ハ) 現に婚姻していない
※性別は問いません。
※婚姻歴の有無は問いません。（ただし、住民票に本人との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。）
- 寡婦控除………現に婚姻していない合計所得金額が500万円以下である人のうち、次のいずれかに該当する女性
(イ) 夫と死別している
(ロ) 夫と離別していて、かつ扶養親族がいる
※住民票に本人との続柄が「未届の夫」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。
※上記の「ひとり親控除」が適用される人には、寡婦控除は適用されません。
- 勤労学生控除………あなたが大学・高等学校・盲学校などの学生や生徒（夜間・通信学生を含む）で合計所得が85万円以下であり、かつ勤労に基づかない所得が10万円以下の場合に記入します。
- 雑損控除………災害や盗難横領により住宅や家財などに損害を受けた時に記入します。
- 医療費控除………あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合に記入します。
(又はスイッチOTC薬控除)
- 所得金額調整控除………次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合に記入します。
(1) あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
(2) あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

令和7年中に収入のなかった方 ⇒ 表左面上1へ

あなたが令和7年1月1日から令和7年12月31日まで収入がなかった場合は、その理由を具体的に記入して下さい。

